

第6回検討会議事録

件名	税制全体のグリーン化推進検討会（第6回）		
日時	2012年8月28日（火） 13:00～15:00	場所	中央合同庁舎第7号館12階 共用第2特別会議室
	出席者（委員）		出席者（その他）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植田委員 ・ 栗山委員 ・ 神野座長 ・ 中里委員 ・ 諸富委員 ・ 横山委員 ・ 吉村委員 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 白石総合環境政策局長 ・ 鎌形大臣官房審議官 ・ 米谷総務課長 ・ 大熊環境経済課長 ・ 環境経済課 ・ 地球環境局（オブザーバー） ・ 水・大気環境局（オブザーバー） ・ 大臣官房廃棄物・リサイクル対策課（オブザーバー） ・ 自然環境局（オブザーバー） ・ みずほ情報総研（事務局）
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事次第 ・ 座席表 ・ 資料1 税制全体のグリーン化の推進に関するこれまでの議論の整理（中間整理） ・ 資料2 税制全体のグリーン化推進に関連する資料 ・ 資料3 今後の検討の進め方について（案） ・ 参考資料1 税制全体のグリーン化推進に関連する参考資料 ・ 参考資料2 大塚委員 「今後の検討の進め方」についての御意見 		
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1. これまでのヒアリング等を踏まえた議論 2. 今後の検討の進め方について 3. その他 		

◆開会・議題1「これまでの議論の整理」・議題2「今後の検討の進め方について」

事務局 : それでは定刻となりましたので、只今から第6回税制全体のグリーン化推進検討会を開会いたします。委員の先生方におかれましては御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。なお、大塚委員は、本日所用のため御欠席でございます。

まず、議事に入ります前に、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。議事次第、資料1「税制全体のグリーン化の推進に関するこれまでの議論の整理（中間整理）」、資料2「税制全体のグリーン化推進に関連する資料」、資料3「今後の検討の進め方について（案）」、参考資料1「税制全体のグリーン化推進に関連する参考資料」、最後に参考資料2「大塚委員「今後の検討の進め方」についての御意見」でございます。以上につきまして、資料の不足や落丁などございましたら、お手数ですが事務局までお申し付けください。

また、お手元のマイクの使い方ですが、お話しされる際にはボタンを押してスイッチを入れていただき、お話が終わりましたら、再度ボタンを押してランプを消していただきますようお願いいたします。マスコミ関係の方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきます。撮影関係者の方は御退室願います。それでは、今後の進行については、神野座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

神野座長 : それでは議事に入ります。本日は大変お暑い中、委員の皆様方にはお越しいただきましてありがとうございます。私の方からも重ねて御礼申し上げます。本日は、議事次第にありますように、これまでの検討会で委員の先生方からいただいた御意見や様々な議論の中で出していただいたご提案がありますが、前回の検討会以降も、事務局の方からも各委員の先生方に個別に訪問させていただいて、補足的なご意見を頂戴しております。その結果を事務局で中間的に整理をしていただいておりますので、これについて御議論を頂戴すると同時に、中間整理をふまえながら、今後の検討の進め方について忌憚のない御議論を頂戴できればと思います。それではまず、本日配布した資料について、事務局より説明を頂戴します。

事務局 : 【資料1・2・3、参考資料1・2に基づき説明】(省略)。

神野座長 : どうもありがとうございました。ご説明いただいた最初の資料1の中間整理について、もちろんこの中間整理はこれまでのこの検討会の議論をまとめ、次のステップに進んでいくための検討会として共有する認識として整理をしておりますので、資料3の今後の進め方とも深く関連いたします。どちらからご意見を頂戴しても構いませんが、まずは資料1の中間整理についてご意見を頂戴できればと思います。今申し上げたように、あくまでも次の段階に進むためのステップとして取りまとめたものですので、資料3の今後の進め方の議論に入っていただいても構いません。中間整理としてまとめるにあたって、問題を整理するために「はじめに」としてまとめております。この

点については御議論いただいておりますので、この点について特に御議論を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。諸富委員。

諸富委員

: 大変よくまとめていただいたと思います。補足する形で資料1についてコメントさせていただければと思います。5ページの今後のグリーン化の方向性について、ここは重要なところだと思いますが、炭素税化について、更なる取組みについての検討が必要との結論ですが、全くその通りだと思います。現状では、導入されたこと自体に意義があることだと考えていますが、現状では必ずしも課税面で十分なインセンティブ効果を持つ税水準ではないことがあります。それから今後、原子力発電の比率を低減させていくとともに火力発電の比率が高まっていくことを考えますと、温室効果ガスの排出を抑制していく観点、つまり、少しでも石炭や石油から天然ガスにシフトさせていくことや、相対的に再生可能エネルギーが有利になるような価格体系で考えても炭素税としての温対税の役割が高まっていくのではないかと思います。その意味では、将来的な更なる税率の引き上げの検討も必要だと思います。仮に、税率の引き上げが難しい場合、現行の石油石炭税は炭素含有量が課税ベースではありませんので、炭素含有量に切り替えていくことで事実上炭素税化していくことも十分検討されるべきだと思います。

自動車関連税については、今後、更にとということですが、温暖化対策の観点からは、取得段階、保有段階、走行段階が考えられますが、これらの3段階に対してどのようにバランスのよい課税をしていくか、温暖化対策の観点からそれぞれの段階にどのように課税していくかを考えるべきだと思います。取得税や重量税に関しては、エコカー減税という形である種の政策手段として用いられてきたわけで、現在報道されていますように、これらが廃止となると、財源として失うだけでなく、政策手段としても失うことになります。効果等を適正に評価分析する必要があるという指摘がこの検討会でなされていますが、全くその通りで、税が果たしてきた役割について正當に評価しておく必要があると思います。取得段階、保有段階については資料2の18ページにまとめていただいておりますが、ヨーロッパなど諸外国における課税の状況をみると、これまで排気量ベースだった自動車保有段階の課税をCO2ベース、つまり、CO2の排出量に応じて保有段階の課税を重くしたり軽くしたりするように、ここ10年ぐらいなっています。日本は今、保有段階における課税は排気量ベースですが、たとえばCO2ベースに変えていく議論も当然あり得ると思います。自動車関連で最後の点ですけれど、もし、取得税や重量税が廃止される場合には、温暖化対策の観点からは揮発油税と軽油引取税の役割は相対的に重くならざるを得ないのではないかと思います。代替的にというわけではありませんが、保有段階や取得段階の税がなくなるということであれば、走行段階で課税を補うことも検討がなされるべきだと思います。自動車課税については以上です。

次に、6ページの産廃税と森林環境税、あるいは資源環境税については、現

行では地方で独自で課税するために様々な問題があることから全国化の議論がなされているわけですが、私自身は三重県で最初の産業廃棄物税が導入された際に、神野先生が座長をされていた委員会で検討に参加させていただきましたが、分権化という文脈の中で税が入ってきたと認識しています。独自の地域的な問題解決のために、便益と費用負担を地域住民が議論して、地方議会が議決をして、独自課税として課税していると思います。それをわざわざ全国化して国税として取り上げてしまうことは本来の地方独自課税の趣旨からみて大丈夫か、という点で慎重に考えるべきだと思います。産廃税にしましても色々な問題があるわけですが、東北三県、九州一円、あるいは、中国地方という形で都道府県を越えた課税の形式とすることによって、課税タイプが異なることによる問題をなるべく避けるような努力を地方自身が行っておりますので、非常に大きな問題が起きているとは認識しておりません。この点については検討を進める必要はあると思いますが、慎重に検討すべきだと思います。以上です。

- 神野座長 : ありがとうございます。少し気になるのは、炭素税化について、表現上の問題ですがこれでいいでしょうか。車体課税はグリーン化と表現しているのですが、対象なく炭素税化として出てきているのですが構いませんか。そのあと、「特にエネルギー分野で炭素排出量に応じた税率とする」と、中身を言っています。税目ごとにグリーン化というならば、何とかの炭素税化とした方がよろしいでしょうか。
- 横山委員 : 化石燃料だけにかかっているならば、やはり先生がおっしゃられたように、化石燃料に関する炭素税化とした方がいいかもしれません。フロン税を温暖化対策税という言うこともあり得ますが、二酸化炭素にかかるという意味合いであれば、化石燃料という言葉を入れておいたほうかもしれません。
- 神野座長 : 車体課税の箇所、車体課税が軽減されるようなことがあれば、燃料課税等を強化するとありますが、そちらはどういう表現にすべきでしょうか。
- 諸富委員 : 下流の揮発油税、軽油引取税、ジェット燃料なども含めて化石燃料課税と広く言うておくか、それとも石油石炭税などとするか。かなり限定されますが。
- 神野座長 : こちらではエネルギー課税と言っていますが、エネルギー課税の炭素税化がよいかどうか。表現上の問題なので、ここの議論に参加していない人が目にしたときに分かりやすい表現の方がよいと思っただけですが。
- 諸富委員 : 何か主語があったほうがよいと思います。
- 神野座長 : エネルギー課税がよいか、燃料課税がよいか、それとも化石燃料課税の方がよいか、特にご意見はありませんか。エネルギー課税でよろしいでしょうか。
- 横山委員 : エネルギー課税でもよいと思います。
- 神野座長 : ありがとうございます。全国化についてご指摘の点は、自発的なインセンティブをあげてということだと思いますので、上から画一的な趣旨で行なうというのではなく、拡充する、広めるなど、表現ぶりを中立的に書くようにします。他いかがですか。

栗山委員

: 最初に、非常に分かりやすくこれまでの議論が整理されていると思います。ありがとうございます。資料1についていくつかコメントさせていただきま
す。「はじめに」の5点目の「環境負荷に応じた課税の果たす役割が大きくなることも考えられる」とあり、全くそのとおりだと思うのですが、森林環境税の場合には環境負荷に応じた課税ではありませんので、そうしたものも
今後は同様に重視されていくべきだと思います。この表現だけだと森林環境税などが含まれなくなるのではないかと懸念しておりますので、表現をお考
えいただければと思います。

資料1の4ページの上から3つ目に、税制全体のグリーン化の推進に当たっては、「負担を最小化しつつ最大限の環境効果を得られる効率的なものとしていく視点が重要である」とあります。私もその通りだと思います。やはり
国民の皆様に負担していただく以上は効果の高いものに積極的に対策を講じることが何より重要だと思います。しかし、これを行なうためには、今後の温暖化対策の評価を行なっていく必要があります。その際は単に費用負担
を示すのではなくて、きちんとした経済的評価を行なうことによって、例えば、皆様にこれだけ負担していただいたけれどもそれ以上の価値が生じたとい
うことを金銭的に評価していくことが必要だと思います。今後ますます環境の金銭的評価が重要になってくると思いますので、今後の方向性のどこか
に入れていただければと思います。

資料1の8ページの「税収の使途」のところですが、費用対効果の高いものに積極的に税収を使っていく必要があるというところは私も全く同じ意見
です。ただし、現時点では、温対税は排出抑制の高いものに使っていくと認識しておりますが、排出抑制以外でも費用対効果の高いものを検証していく
必要があると思います。具体的には、森林吸収源対策やバイオマス対策ですが、これらをきちんと評価した上で、どこに税収を活用するかをきちんと示
していくことが必要だと思います。森林吸収源対策やバイオマス対策を含めて税収の使途を考えていく必要があると思います。

先ほど諸富先生が指摘された森林環境税の拡充や全国化を図ることに
関しては、諸富先生からは産廃税や森林税については地方独自の税収であり無理
やり国税化するのは好ましくないというご意見がありました。その一方で、
東京や大阪などの大都市圏において導入されていない状況ですので、こうし
た森林の無い都道府県でも森林環境税が導入されるよう何らかのサポート
が必要ではないかと思います。また、森林がもたらすサービスは地域にとど
まるものではありません。水源保全であれば確かに恩恵は下流の住民にとど
まりますが、森林の持っている温暖化対策や生物多様性のサービスは、特定
の地方自治体にとどまるのではなく、全国に広がる可能性が十分あります。
純粋な公共財の性格を持っております。こういったものに関しては、地方独
自で行うだけでは足りませんので、全国的に行うことも十分考えられると思
います。そういう点では、諸富先生が指摘されるような地方の独自性を持つ

ような森林環境税と、それとは別に、全国的な視点から幅広くサービスを提供していく国税としての森林環境税は十分両立するのではないかと思います。

神野座長 : 私の理解では諸富先生が特におっしゃっていたのは、まず、産廃税は、中間処理をするのか最終処理をするのかを含めて、それぞれの地域が地域の特性をふまえて考えてきたことであり、また、地域ごとに同じようなことが起こっている場合には地域ごとに協力してやってきているので、それはそれで考えてもよいのではないかということ。また、森林環境税についても今行なわれているような住民税の均等割部分だけではなく、色々な工夫を考えようという芽があるときに国税化するということは、課税標準を同じとしている所得税の一部の色を染める、目的税化する、という向きになると思います。それは、最初の「はじめに」の5番目のご指摘にも関わるのですが、名前は森林環境税となっていますが、森林環境税の課税標準は均等割です。神奈川県は例外的に所得割が入っていますが、そこまで書き込むべきでしょうか。大塚先生の議論では相続税となるのですが、相続税についてもそこまで入ってくると色々な問題があると思うのです。それぞれの税金にはそれぞれの課税の根拠があって課税しているわけです。ここでは税収目的という租税の根拠は前提にしながらも、環境と言う根拠で課税されるということを中心として考えているので、こうした書きぶりになっています。

今までのところで共通認識になっている部分についてはこの程度にとどめておいて、もちろん御議論していただいても構いません。ある税金について限定して目的税化して環境に使う。既存の税制を変えていく、住民税の場合、名前を変えるということになると思うのですが、それをこの検討会で対象としているものの中に入れて議論するかどうか、多くの委員の方が同意できればいいと思うのですが、租税法の方も含め反論もあるかもしれませんので。諸富先生、コメントあれば。

諸富委員 : 森林環境税については1980年代ぐらいに、水源税でしたか、国税として国税で導入が構想されて潰れた経緯があります。流域という単位で、水源の水が保全される便益を上流に還元するという形で合意形成がなんとか可能になっていると思います。それをもし全国化して、首都圏でも導入せよとなると、水源を越えた財政移転の色彩が濃くなります。森林吸収源対策のための財源が必要ということは十分承知のうえですが、合意形成には困難が伴うかもしれません。投入先が国有林であれば別ですが、私有林であれば私的財産に対する公費投入になりますので、そういった色彩を帯びてくることに対してどれくらい合意形成を得られるのかなと思います。

また、林野庁で、「森林・林業再生プラン」が策定されて、できる限り林業を再生していこう、林業を業として成り立たせようとしているわけです。公費ではなくてビジネスとして林業が成り立っていく中で自然に山の手入れが行なわれていくところはできる限りそうしていこうという政策をされて

いるところですので、今後潤沢な財源が想定されない中で、できればビジネスとして回っていく中で手入れが行なわれる形になれば大変ありがたい。公費投入よりもまずは林業を再生し、どうしても難しいところ、あるいは林業が行なえないけれども非常に公益的機能の高いところについては限定して公費投入するということは考えられると思います。せつかく「森林・林業再生プラン」があるのですから、仮に行なうにしても、「森林・林業再生プラン」と整合的な形で行なうことが必要だと思います。

神野座長 : 「はじめに」の5番目のところですが、税体系における環境配慮の比重を高めていくことと書きながら、「特に」として、個別間接税では従量税を活用して、環境負荷に応じた課税の果たす役割が大きくなると入れているので、栗山先生がおっしゃる趣旨を行うとしたら、次のページの4番目の「なお」書きで落としている「環境対策などの一般的な財政需要に寄与することも重要な視点である」という文言を前に出したらよいのではないかと思います。

栗山委員 : 私が「はじめに」で指摘した内容は、森林環境税を必ずしもここに入れる、というのではなく、これまでの議論の中で環境負荷に応じた課税だけを議論してきた訳ではないということ、できれば少し残していただきたいという意味です。

神野座長 : ここでは、環境負荷について公平性と考えていることをグリーン化と呼んでいるのですが、そうでない議論については、私の理解では、環境政策を行うための税収確保という視点が入っているだけであって、環境負荷に向かう税などは議論していないと思います。ここでは、環境政策を行なうための税収を確保する租税も環境税の範疇に入れて議論したらいいという議論はありましたが、環境負荷を考慮しない税の議論はなかったと理解しています。つまり、税収調達という租税の根本的な機能に対して、環境税や社会政策的な目的、財政学では副次的な目的と呼んでいます、副次的な目的の中に環境を入れていくという議論だと思います。そもそも税収を目的としないと租税とは言わないので、副次的な目的の中に税収目的が入るのかどうかは分かりませんが、税収を確保する目的の租税はあるという議論はあったと思いますが、目的税については議論が一致しなかったとっております。

栗山委員 : それで結構です。

神野座長 : 分かりました。あといかがですか。

中里委員 : 5ページの一番下ですが、安定的な財源を確保することが「考えられる」ではなくて「必要である」と思うのですが。

神野座長 : 語彙を強めるということですね。

中里委員 : ほどほどに。

横山委員 : 中間整理はある程度、全体的に共通認識が持てたところを整理していただいたということで、とりわけ「はじめに」の書きぶりは、色々ご意見があるのかもしれませんが、私はこれで十分だと思います。さきほどの「なお」書きも「はじめに」に書くよりも、「なお」書きでよいと思います。というのも、

財政全体のグリーン化というような話であれば、歳出側と歳入側の両方を考えないといけないわけですが、税制全体のグリーン化の場合には環境負荷に応じた課税ということが税制全体のグリーン化のベースになっているのだらうと思います。先程来の一般的な財政需要に寄与することも重要ということは、それを否定するものではないということで、「なお」書きで十分ではないでしょうか。かなり整理できているのではないかと個人的には思います。

神野座長
横山委員

: このままでよろしいということでしょうか。

: はい。それから、個別の事柄については優先順位があると思います。有識者の先生方のご意見の中にもありましたが、CO₂に関しては既に温暖化対策税が入っておりますので、それを更に炭素税化するといった場合、「はじめに」にある納税者の納得・理解の観点からは、それなりの成果をあげて、更に負担を求める努力をしないと難しいのではないのでしょうか。

今後の話で重要になるのは、諸富委員からもお話がありました、車体課税のグリーン化、自動車取得税や自動車重量税を今後どのように考えていくかを議論すべきだと思います。化石燃料で走る車、ハイブリッドで走る車、全く化石燃料を使わない車に差をつける税も取得税としてはあり得るのではないのでしょうか。ただ単に全てを廃止するのではなく、検討の余地を担保しておくことも大事ではないかと思えます。今は税の軽減という形で差別課税をしているわけですが、環境の面から車体課税として残す余地があるのかどうか検討すべきだと思います。

緊急性の部分では、大塚委員からお話が出ているフロン税については、どういう風に考えたほうがよいのでしょうか。温暖化対策税というと CO₂ 税に目がいってしまうのですが、温暖化対策の対象としては CO₂ もフロンも同じだとすると CO₂ だけに課税がされて、フロンに課税がされていないことをどのように理解したらよいのか、このあたりも考えていく必要があると思えます。また、廃棄物や森林環境税の考え方ですが、ひとつは法定税化するという中で、譲与税や国税化までいかないまでも、法定任意税という仕組みもありますので、地方税のままにしながらもある程度、基準化をしていくことも考えられるのではないかと思えます。

あと、栗山委員もおっしゃられていることですが、費用対効果を考えたときに、温暖化対策の場合に税収の用途については吸収源も含めて、CO₂ 起源の対策だけではなく、もう少し広い観点で考えていく必要があると思えます。また、温暖化対策以外でも動学的観点で費用対効果を考えることが重要になると思いました。

ポリシーミックスについては、今後の検討の進め方や緊急性や優先順位との兼ね合いもあると思うのですが、これまでのポリシーミックスの議論には時間軸の観点が抜けていたのではないかと思えます。これまでは、税、固定価格買取制度、排出量取引制度を同時に実行することが最適なポリシーミックスと考えられていたのではないのでしょうか。そうではなくて時間軸で考えた

ときに、実際にEUでも、税が入り、排出量取引が入り、固定価格買取制度が入り、というような形で考えると、工程表ではないですが、進化するような形で、今同時に行なう場合でもオーバーラッピングするという形でのポリシーミックス、時間軸を考えたポリシーミックスも今後考えていくべきではないでしょうか。東京都で言いますと、排出量取引制度が導入されて、その検証もされないうちに温暖化対策税のような税を入れることは納税者の納得・理解も得られにくいと思うので、そういう点で、一步一步、着実に進んでいくためには、ただ単にポリシーミックスというのではなく、もう少し現実を踏まえて、政策のフィージビリティを考えたいというでのポリシーミックス論を展開していく必要があると個人的には思います。

そして、こうした議論は、実際には税を導入するためには国民の代表である議会、あるいは住民の代表である地方議会での承認を得ないといけないわけですね。アジェンダの出し方も慎重に、もう少しパブリック・アクセプタンスというのでしょうか、あるいは議会の納得、受容、受け入れなども考えながら議論しなければいけないと思います。青写真として、こういう姿が望ましいという目標は明確にして、もう少し現実的な形での工程表作りが今後必要になってくると思います。以上です。

神野座長 : どうもありがとうございました。建設的なご提案を頂いたのですが、次のステップとして先生の御議論を展開するのに、文章の書き方としてあまり絞らない方がいいということでしょうか。特に地方関係で色々な方法が考えられるので、というのはおっしゃるとおりで、例えば、法定外普通税しかできなかったのを法定外目的税にしたときには、主として環境関係の税金を念頭に置いて、改正を提案させていただいて実現しました。フランスが行なっているように義務化されている法定税と、選べる税金を列挙する方法もあるというご意見を含めて、単に法定税とする、国税化すると書くのではなく、地方譲与税の活用などと書くことで、地方からあがってくる意欲を潰さない形という趣旨ですね。表現ぶりは考えさせていただきます。文言そのものよりも次のステップに向けてのご提案と理解してよろしいでしょうか。

横山委員 : はい。文言そのものには異論はありません。

神野座長 : 吉村先生どうぞ。

吉村委員 : 具体的な税目につきましては様々な検討課題がありますが、これまで十分に議論を尽くす時間はありませんでしたので表現としてはこの程度でよいと思います。

今後の検討課題のなかで考慮していただきたいのは、あるいは、7ページに環境効果等とありますので今の時点で取り込んでいただくことも検討いただきたいのですが、環境効果等の2点目に、グリーン化によって経済や産業にどのような影響があるかとありますが、税によっては地域的な偏りや特定の層に負担が偏ることも存在し得ると思いますので、経済の観点も重要ですが、一方で公平の観点からの影響も考えるべきではないかと思えます。もし

その対応が必要であるなら、どのような対応が必要かを検討する必要があると思います。また、3点目に諸制度の中で適切に対応していくと述べられています。日本の環境政策をどのように経済成長と関係づけるかが重要になると思うので、そのあたりを議論していく必要があると思います。

神野座長 : ありがとうございます。何か明示しておく必要はありますか。環境目的の観点から税を入れたところ、極めて貧しい人の負担が大きくなるというご意見ですね。

吉村委員 : 総論で謳っていますので、そうした視点も忘れてはいけないという言及です。

神野座長 : 植田先生いかがですか。

植田委員 : さきほど出たご意見に多少関係するのですが、税制全体のグリーン化というのは、経済社会のグリーン化ということを実現するために、経済社会が変わらないといけないので、税制も変わらなければならないということを行っている。原則ではないでしょうか。従来の租税原則について書かれているわけですが、環境配慮原則あるいはサステナビリティ配慮原則を新たな原則として入れる必要がある、という気がしました。ここでは、「税体系における環境配慮の比重が相対的に高まっている」という書きぶりになっていますが、その意味は、税制を考えると一つの柱にする必要があると言っている。現在は移行過程にあつて、環境配慮原則と公平の原則が一致しない可能性もあつて、調整問題などがでてくるかもしれない。税制全体のグリーン化の推進という課題を柱にするということは具体的にはどういうことなのかを筋立てて明確にする。また、それを行なった場合に、新たに出てくる課題を整理するというをはっきり打ち出したほうがいいと思いました。書き方が微調整的といいますか、少しずつグリーン化するという形ですが、本来は原則になるべきで、現状はそうでないのでどうやって進めていくか、そういうまとめ方もあるのかなと思いました。

もう一点は、さきほどから議論があつた第四次環境基本計画との連動についてですが、あまりそちらの側面が出てこないで、税体系の中でという方が中心になっています。それはそれで分かるのですが、国の税か地方の税かにも関連するのですが、どういう環境管理を行なうかということと密接に関わってきます。本来、全国的環境政策と地域的環境政策があるわけで、それらは当然連動しますので調整が必要なわけですが、地域的な環境管理の手段や環境管理に必要な財源調達、そういう整理のほうに分かりやすくなるかなと思いました。そういう趣旨で書いているようにも思いましたが、いわゆる環境管理や環境政策との関連を明確にする記述があればよりはっきり、すっきりすると思いました。以上2点です。

神野座長 : 文章を手直ししますか。書くとすれば、税体系が基づくべき租税原則としてワグナーの原則という財政政策上の原則、経済政策上の原則、社会政策上の原則と並べた形で環境政策上の原則とするか、あるいは税体系が基づくべき租税原則に環境に配慮する必要性が高まっている、とするぐらいでよろしい

でしょうか。

植田委員 : そういう議論をきちっとしたわけではないのでここで手直しをするというより、税制全体のグリーン化がどのような意味かを深める観点からは、そういうことも考えておく必要があるという趣旨です。個々のグリーン化の内容を具体化すると同時に取り組んだ方がいいと思いました。そういう意味では今後の課題で位置づけていいと思います。

神野座長 : 他いかがですか。

中里委員 : 税制全体のグリーン化を推進するという政策目的を採用してそちらに進んでいくことは政策上の判断ですのでよろしいですが、環境配慮原則が原則として入ってくる場合には、天から降ってくるものではまずい。法的な根拠が必要となります。憲法 13 条かもしれませんが、深遠な議論です。規範である以上は経済学から出てくるわけではありません。憲法の条文から出てくる必要があります。環境権というのは確かにありますので、その点をふまえれば、植田先生のおっしゃることもありうるのかもしれませんが。専門ではないのですが。

神野座長 : 公正の原則は時代とともに変化するので、公正の原則という租税原則の中に環境という基準が入り込んでくるのが実態のように思います。今のお話では、グリーン化を強めに書くかどうかを含めてについては、今までの段階ではそこまでの議論をしていないので、表現は当面はこのままで、次のステップで議論を深めることでよろしいでしょうか。

植田委員 : 補足させていただくと、個別の税を議論するのはリアリティが出てきて良いと思うのですが、なぜ推進するのかという基本的なことがはっきりしてくると根拠がはっきりすると思いましたので。

神野座長 : あといかがでしょうか。資料 3 についてご説明いただきましたが、少し見ていただいて抜けている論点がないか、今いただいた点も踏まえ、今後の進め方についてご意見を頂戴できればと思います。

栗山委員 : 環境政策の中には、温暖化対策だけではなく、廃棄物対策や生物多様性の対策が必要となりますので、今後の検討について 3 つの対策の観点から行なっていただきたいと思います。その中でも、生物多様性保全に関しては税制の観点でほとんど議論がされていないと思いますので、生物多様性保全対策と税制のあり方について是非検討していただきたいと思います。また、海外の取組みについてきちんとレビューすることが必要であると思います。その上でもし可能であれば、生物多様性保全対策税の創設が可能であるかを、ぜひ検討する材料としていただければと思います。

神野座長 : 何か所見はありますか。他の国などで税の実施があるかどうか。歳出面の対策はあると思うのですが。いずれにせよ、海外の事例その他について調べさせていただきます。他いかがでしょうか。

諸富委員 : 工程表では、2015 年、2020 年、2030 年ということですが、これは現在議論されているエネルギー・環境会議のタイムフレームと大体同じで大変密接に

関連してきますので、こちらの議論の行く末がどうなるかということと、その整合性が問題になります。仮に原発ゼロとなると温暖化対策を強化しないと議論されている数字にはなりません。その中で、グリーン化が果たすべき役割も議論していかないといけないと思います。また、グリーンイノベーションに関する議論の論点は私もまさにその通りと考えております。環境税というところまで経済に悪影響を与えるという方向でしたが、世界的にも議論は変わりつつありまして、OECDにおける文献もそうなっていますが、税をうまく活用しながら経済をグリーン化して、グリーンイノベーションを起こしていく。単に環境を良くする、税収をあげるだけではなく、産業のあり方そのものを変えることを通じて成長を促して、税収もあがっていく、その中核的な手段が環境税だとなりつつありますので、そういう観点や視点などの証拠を提示していくことは今後の議論の中でも重要だと思います。

神野座長 : あといかがでしょうか。そうすると、ここにあげているような論点を中心にして、この段階で合意ができていれば、修正すべき点は、私の責任で事務局と整理させていただいて修正させていただきます。今後の進め方についてもこれに補足する意見をいただいておりますので、中間整理の幅を広げるとともに深めることの両方が必要だというご意見だと思いますので、中間整理をよりどころに、次回以降進めさせていただくと考えておりますが、おおよそご了解をいただいたということであれば、そのようにさせて頂ければと思います。

◆議題3「その他」・散会

神野座長 : 本日は委員の皆様方から生産的なご議論を熱心にしていただきましてありがとうございました。今申し上げましたように一区切りついたところですので、環境省から一言ご挨拶を賜ればと思います。

白石局長 : 僭越でございます。毎回出させていただいて、いつも大変ご熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。今まとめでもありましたように、ここまでの共通認識の部分を中間整理という形でまとめさせていただいたものと理解しております。また、座長のお言葉にもありましたとおり、これをさらに後半、幅を広げ、深さを深めていくということだと思います。税制全体のグリーン化と簡単にいいましても、委員の御議論にもありましたとおり、公正の原則でどう生かしていくのかなど、大変深い問題があるということが分かりました。引用いただきました第四次基本計画にも税制のグリーン化ということは書いてはあるのですが、その中身の議論を深めていくために、これからまた後半も、先生方のお知恵を拝借していかなければならないと思っております。ぜひ引き続きよろしく願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

神野座長 : ありがとうございました。時間が余っておりますが、以上をもちまして、本

日の検討会を終了したいと思います。最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

事務局 : 本日は熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見をふまえ、秋以降、引き続き、本検討会を開催させていただくに当たっての調整、準備に取り掛からせていただきます。委員の先生方には、個別に御連絡させていただくこともあろうと思いますが、ご理解・ご協力のほどを何卒よろしくお願いいたします。また、次回検討会につきましては、座長ともご相談の上、日時と場所につきまして追って御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

神野座長 : それでは時間となりましたので、以上をもちまして、本日の第6回検討会を終了させていただきます。委員の皆様方には長時間にわたりお付き合いいただきましてありがとうございました。秋以降もご協力のほどよろしくお願いいたします。

以 上